



女川町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和3年4月2日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠



